

## 静岡県営繕関係契約後V E方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する営繕工事の契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「営繕工事」とは、建築工事及び建築設備工事をいう。

### (対象工事)

第3条 契約後V E方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則、予定価格1千万円以上の営繕工事とする。

### (提案を求める範囲)

第4条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う変更
- (2) 約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として定めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

### (提案の受領)

第5条 発注者は、受注者からV E提案が提出されたときは、直ちに提案内容を確認し、受領するものとする。ただし、V E提案の内容が本要領第4条に合致しない場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者から提出されたV E提案に不足があるときは、1項に規定するV E提案の受領前に、受注者に対してV E提案に関する資料、図書その他の書類の追加訂正を請求することができる。

### (提案の提出期間等)

第6条 受注者は、V E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができ

るものとする。

(提案の審査)

第7条 VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

2 VE提案の審査を行うため、別に定めるところにより、契約後VE審査委員会を設けるものとする。

(提案の採否の通知)

第8条 発注者は、VE提案の採否について、原則としてVE提案の受領後14日以内に、書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(VE提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第9条 発注者は、受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合は、請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

4 VE提案が適正と認められた後、約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

5 VE管理費に関する支払いは、VE提案に関する部分が完了したと認められる場合に支払いの対象になるものとする。

(提案の評定)

第10条 VE提案及び当該提案に基づく工事施工結果等については、別に定める建築・設備工事VE提案評定基準に基づき、契約後VE審査委員会において評定を行うものとする。

(提案内容の保護)

第11条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状況となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第12条 発注者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V

E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(入札説明書及び特記仕様書に明示する事項)

第 13 条 発注者が、第 4 条による提案を求める場合において、入札説明書及び特記仕様書に次の事項を加える。

(1) 入札説明書

ア 契約後 V E 方式であること。

イ 詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書

ア 第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 12 条に関すること。

イ V E 提案を提出する際の様式

(その他)

第 14 条 その他必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

2 この要領の施行日に提案を受けているものは、この要領の規定によるものとする。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行日に提案を受けているものは、この要領の規定によるものとする。